

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

山形市では、市民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進法に基づき、健康づくり計画を策定し各種施策を推進しています。現行の第2次計画である第2次健康づくり21（以下、「第2次健康づくり計画」という）は、平成25（2013）年度に策定され、「市民主体・市民参加による健康づくりの推進」、「健康づくり関係団体との連携」、「一次予防と重症化予防の重視」、「心身両面にわたる健康づくりの推進と健康寿命※の延伸」を基本方針として、市民の健康づくりに取り組んできました。

平成31（2019）年度には、中核市移行に伴い山形市保健所を開設し、市民の健康寿命※を損なう三大原因（認知症・運動器疾患※・脳血管疾患）を予防するため、食事（S）、運動（U）、休養（K）、社会参加（S）、禁煙・受動喫煙防止（K）に留意するSUKSK生活を提唱し、市民に対する周知啓発やSUKSK生活を実践するための機会を創出する取組などを推進してきました。また、保健所内に医師や保健師等の専門職の知見を活用したシンクタンク※を設置するなど、市民の健康の保持増進を効果的に推進するための取組も実施してきました。

第2次健康づくり計画に基づき様々な取組を実施してきた結果、本市における平均寿命※と健康寿命※は双方ともに延伸し、また、後期高齢者数が増加している中でも、健康寿命※に大きな影響を与える要介護2以上の認定者の割合も減少傾向となっています。さらに、健康寿命※を阻害する三大原因（認知症・運動器疾患※・脳血管疾患）により要介護2以上の認定を受けた方の人数及び割合も減少しています。これらのことから、SUKSK生活の推進に関する施策等が市民の健康に対する意識向上を促進し、健康寿命※の延伸等に効果を発揮したものと考えられます。

第2次健康づくり計画の終期を迎え、こうした動きを更に加速するため、本計画においても、健康施策の基本軸であるSUKSK生活の推進をより一層強化するとともに、山形市の課題である急性心筋梗塞や胃がんなどの死亡率の低下を目指し、特定健診や各種がん検診の更なる充実や、医学的データに基づくエビデンスに基づいた政策立案など、健康施策と医療施策の一体的な取組を推進していきます。また、本計画の計画期間においては、少子化や高齢化の更なる進行、総人口や生産年齢人口の減少、単身世帯の増加、女性の社会進出、仕事と育児・介護との両立や多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大、あらゆる分野でのDX※の加速など、大きな社会変化が予測されます。著しい社会変化の中において、それぞれのライフステージにある市民一人ひとりの心身の健康を増進し、更なる健康寿命※の延伸に向けて、市民・行政・関係者等が連携して本計画を推進していきます。

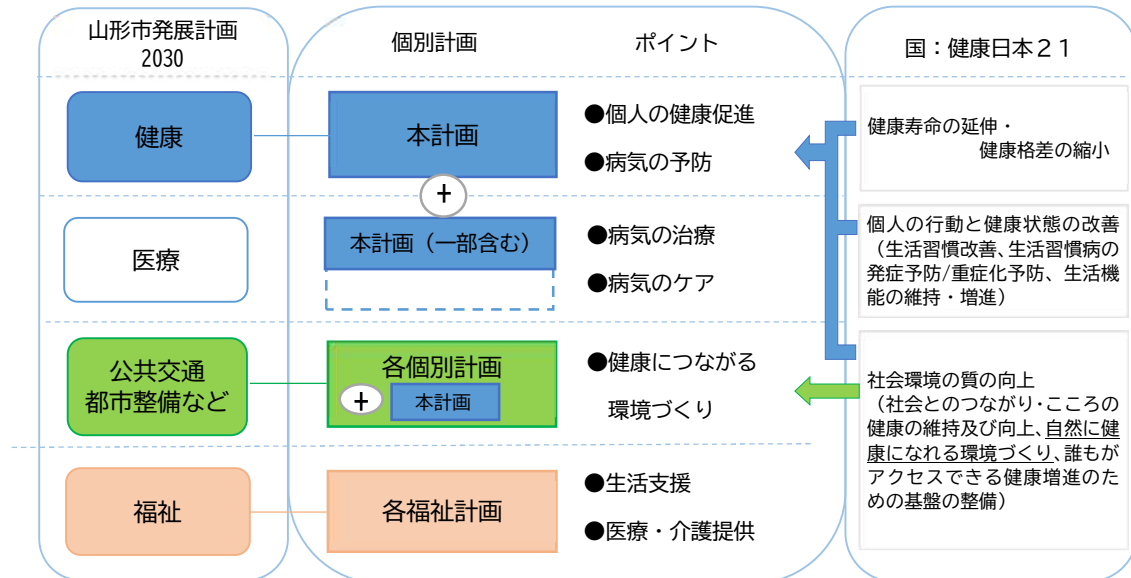
2 計画の位置づけ

（1）本計画の対象範囲

健康増進法に基づき、市民の健康増進の推進に資する施策を基本とし、成育医療等基本方針に基づく計画と歯科口腔保健計画を包含した計画とします。

(2) 山形市発展計画2030との関連性

- ①健康分野に係る施策を基本とし、特定健診やがん検診、山形市特有の健康課題の解決に資する医療分野に係る施策の一部を含みます。
- ②健康日本21（第三次）における「自然に健康になれる環境づくり」に関連する公共交通や都市整備分野等に係る各種施策を一部含みます。
- ③介護予防など、福祉分野に係る各種施策とも連携を図ります。



3 計画期間

計画期間は令和7（2025）年度から令和17（2035）年度までの11年間とし、山形市発展計画の改定に合わせて、令和11（2029）年度に中間評価を実施します。

なお、社会経済情勢や地域社会の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
市	山形市健康プラン2035													次期計画	
							中間評価				最終評価				
県	第2次健康やまがた安心プラン													次期計画	
							見直し						改定		
国	健康日本21（第三次）													次期計画	
							中間評価				最終評価	改定			

4 計画策定の考え方

(1)～(3)の考え方を踏まえ、施策や具体的取組を検討しています。

(1) 国による「健康日本21」等の基本的な方向を踏まえた検証

国は「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」というビジョンのもと、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」や「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むため、①健康寿命※の延伸・健康格差の縮小②個人の行動と健康状態の改善③社会環境の質の向上④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、の4つの基本的な方向を示しています。

また、県は、基本理念に『健康長寿日本一』の実現を掲げ、『健康寿命※を延ばす』～平均寿命※の延びを上回る健康寿命※の延伸～を目標とし、取組方針に「県民主体の取組みの推進」「健康づくりを支援する環境整備の推進」を示しています。

本計画は、健康増進法に基づき、これらの国や県の考え方を勘案しながら策定しています。

(2) 山形市のこれまでの取組に関する検証

本計画は、以下の3つの視点により、これまでの山形市の取組に関する検証を行った上で策定しています。

- ① 第2次健康づくり計画（平成25（2013）年度～）
- ② S U K S K生活の推進（令和元（2019）年度～）
- ③ シンクタンク※による分析（令和元（2019）年度～）

②、③は、保健所設置以降の成果と課題の検証

(3) バックカスティング※による視点を踏まえた検証

社会課題の複雑化や住民ニーズの多様化など、人々や社会を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況の中、山形市の最上位計画である山形市発展計画2030では、高齢者人口がピークを迎え、様々な課題が顕在化するとされる令和22（2040）年を起点に、想定される山形市の課題から、本来あるべき姿の実現に向けて、今後5年間で取り組むべき施策を検討するバックカスティング※の視点により計画を策定しています。

今後、人口構造の変化に伴う医療・介護サービスにおける需給ギャップの拡大や、未婚率の上昇に伴う単身世帯の増加等による地域内における関係性の希薄化など、健康医療分野を取り巻く状況も大きく変化することが想定されます。

これらの状況を踏まえ、本計画の策定においてもバックカスティング※の視点を用いることとし、これにより山形市発展計画2030との整合性を図り、「健康医療先進都市」の実現に資する施策や具体的取組を定めています。